

## 祖母井中央土地区画整理事業

# 換地処分に伴う住所等の変更 に係る諸手続きについて

祖母井中央土地区画整理事業の換地処分に伴い、事業区域内の地番が、換地処分公告日の翌日（令和7年3月1日）から変更になります。



芳賀町

## 目 次

1. はじめに (P1)
2. 新町界図 (P2)
3. 住所変更通知用はがき (P3)
4. 新しい郵便番号 (P3)
5. 町から送付するもの (P3)
6. 主な住所変更手続一覧表
  - (1)町その他行政側で書き換える公簿類 (P4)
  - (2)皆様に手続きしていただくもの (P4－P7)
  - (3)手続きに必要な証明書の発行について (P7)
  - (4)その他の手続き (P8－P9)
  - (5)町から住所変更情報を提供する機関 (P9)
7. 不動産・商業・法人登記について
  - (1)土地・建物などの不動産登記は (P10)
  - (2)商業登記・法人登記は (P10－P11)

## 1. はじめに

このたび、祖母井中央土地区画整理事業の施行による換地処分に伴い、換地処分公告日の翌日から事業区域内の地番が変更されます。

変更後に必要な手続きについて、皆様にお知らせするとともに、一日も早く新しい住所になじんでいただくため、このパンフレットを作成しましたのでご一読ください。

### ◆実施日について

令和7年3月1日から新しい地番に変更になります。

### ◆新しい住所の表し方

新しい住所は町名の変更はありませんが、「新地番」に変更になるため新地番を用いて表します。

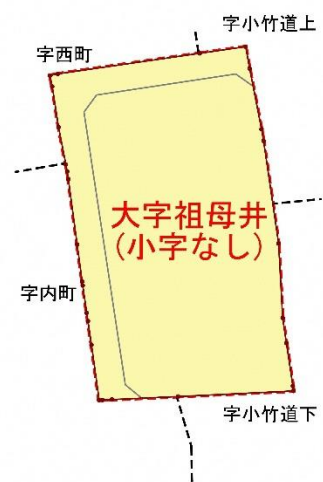
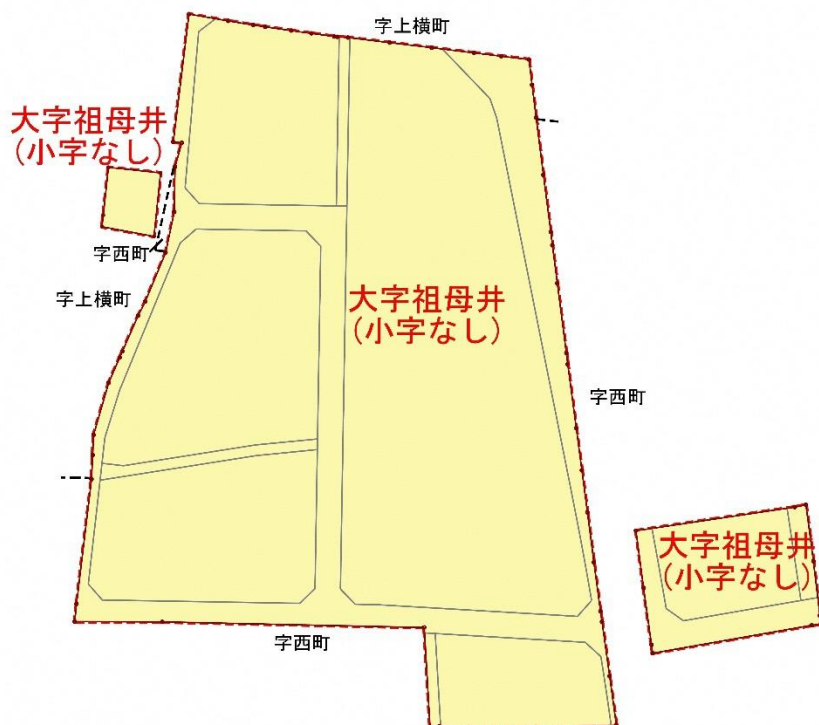
《例》

旧住所            芳賀郡芳賀町 大字祖母井 ○○○番地

新住所            芳賀郡芳賀町 大字祖母井 ○○○○番地

※地番が3桁から4桁へ変更となります。

## 2. 新地番区域



### 3. 住所変更通知用はがき

郵便事業株式会社から提供された「住所変更通知用はがき」(切手はいりません。)を1世帯当たり50枚お配りいたしますので、知人や取引先等への新住所のお知らせにご利用ください。

なお、はがきは、換地処分公告後、下記の「5. 町から送付するもの」に同封して配布いたします。

### 4. 郵便番号について

郵便番号については、町名の変更はありませんので、今までお使いいただいていた郵便番号から変更はありません。

### 5. 町から送付するもの

送付するもの	説 明	送付を担当する課
町名地番変更証明書 (地区内にお住まいの方)	新しい住所を記載した「 <b>町名地番変更証明書</b> 」(各人5通)を送付します。 (3月4日以降に送付予定)	町役場住民課 住民戸籍係 028 (677) 6014
本籍変更通知 (地区内に本籍のある方)	新しい本籍を記載した「 <b>本籍変更通知</b> 」を送付します。 (3月4日以降に送付予定)	町役場住民課 住民戸籍係 028 (677) 6014
所在地番変更証明書 (地区内に法人設立・設置届出のある法人)	新しい所在地番を記載した「 <b>所在地番変更証明書</b> 」(各法人5通)を送付します。 (3月4日以降に送付予定) 所在地番変更証明書については、町名変更実施日以降、都市計画課で発行します。	町役場都市計画課 市街地整備係 028 (677) 6052

※ 変更後の住所は、住まいや店舗等が建っている土地(数筆にまたがる場合は、建物が多くかかる筆)の新地番を基に設定しました。

## 6. 主な住所変更手続一覧表

### (1) 町その他行政側で書き換える公簿類（皆様の手続きは不要です）

公 簿 名	書き換え欄	説 明
住民基本台帳（住民票） 印鑑登録原票（印鑑証明） 選挙人名簿 国民健康保険資格台帳 遺児手当 児童手当 送付先情報 納管人・相続人代表者・連帯納付義務者 更生医療受給者台帳 障害福祉サービス受給者台帳 地域生活支援サービス受給者台帳 介護保険被保険者台帳 その他各種台帳	住所欄	町が新しい地番に書き換えます。
固定資産課税台帳	住所欄 所在地欄	町が新しい地番に書き換えます。
住民税特別徴収義務者台帳 （個人事業主）	所在地欄	町が新しい地番に書き換えます。
戸籍簿	本籍欄	町が新しい地番に書き換えます。 （対象地番が複数ある場合、選択いただく場合があります。また、書き換え後の地番が存在しない場合や住所と統一されたい場合には、転籍届により変更していただく必要があります。）
土地登記簿及び建物登記簿	表題部	表題部の所在地番のみ、町が申請し、法務局が書き換えます。登記名義人などの住所については所有者の申請があるまで変わりません。

※住所・本籍の表示は、芳賀郡芳賀町大字祖母井〇〇〇〇番地〇となります。

土地・建物などの不動産登記、商業登記・法人登記については、10・11 ページをご覧ください。

### (2) 皆様に手続きしていただくもの

地番変更実施日以降、皆様ご自身で手続きをお願いします。

事 項	届出・問合せ先	届出に必要な書類	摘 要
自動車運転免許証の 住所・本籍変更	真岡警察署 0285 (84) 0110 又は運転免許センター 0289 (76) 0110	免許証 <b>町名地番変更証明書</b>	届出の義務はありませんが、 更新、再交付、記載事項変更 等の際に併せて届出をしてく ださい。

事 項	届出・問合せ先	届出に必要な書類	摘 要
自動車検査証の住所変更 二輪の小型自動車検査証の住所変更 (250 cc超) 軽二輪の届出済証の住所変更 (125 cc超 250 cc以下)	関東運輸局 栃木運輸支局 宇都宮市八千代 1-14-8 050 (5540) 2019	変更申請書 (無料) 自動車検査証 (軽二輪は届出済証) <b>町名地番変更証明書</b>	地番変更実施日以降、届出をしてください。 代理人による申請や所有者と使用者が異なる場合は、さらに必要な書類があります。 運輸支局にご確認ください。
軽自動車検査証の住所変更	軽自動車検査協会栃木事務所 宇都宮市西川田本町 1-2-37 050 (3816) 3107 (コールセンター) 受付時間 (平日) 8 : 45 ~ 11 : 45 13 : 00 ~ 16 : 00	住所変更依頼書 (窓口に常備しています。) 自動車検査証 <b>町名地番変更証明書</b>	地番変更実施日以降、届出をしてください。
不動産登記簿の所有者の住所変更 (詳細については P10 の(1)土地建物などの不動産登記をご覧ください)	不動産の所在地を管轄する法務局	登記申請書 <b>町名地番変更証明書</b> 印鑑	期限はありませんが、 <u>換地処分に伴う登記完了後</u> に名義人の住所変更登記申請をしてください。 証明書の提出により登録免許税は非課税になります。
法人登記の本店の所在変更 (詳細については P10,11 の(2)商業登記・法人登記をご覧ください)	本店を管轄する法務局	登記申請書 登録印 <b>所在地番変更証明書</b>	地番変更実施日以降、2週間以内に変更する必要がありますので、すみやかに変更登記申請をしてください。 所在地番変更証明書・町名地番変更証明書の提出により登録免許税は非課税になります。
法人登記の役員の住所変更 (詳細については P10,11 の(2)商業登記・法人登記をご覧ください)	本店を管轄する法務局	登記申請書 登録印 <b>町名地番変更証明書</b>	地番変更実施日以降、2週間以内に変更する必要がありますので、すみやかに変更登記申請をしてください。 所在地番変更証明書・町名地番変更証明書の提出により登録免許税は非課税になります。
法人町民税課税台帳の変更	町役場税務課 町民税係 028 (677) 6013	法人の変更届 登記簿謄本 (コピー可)	法人登記変更後に税務課窓口へ変更届を提出してください。

事 項	届出・問合せ先	届出に必要な書類	摘 要
住民税特別徴収義務者台帳の変更（法人）	町役場税務課 町民税係 028（677）6013	特別徴収義務者の所在地、名称変更届出書	法人登記変更後に税務課窓口へ変更届を提出してください。
厚生年金等に加入されている方又はその配偶者となっている方の住所変更	勤め先又は配偶者の勤め先	勤め先にお問い合わせください。	
各種営業許可証の営業施設の所在変更 営業者の住所変更 医療機関・施術所の所在変更	県東健康福祉センター 真岡市荒町 116-1 0285（82）3321	許可証等 <b>所在地番変更証明書</b> <b>町名地番変更証明書</b>	業種により必要書類が異なりますので、県東健康福祉センターにご確認ください。 町役場都市計画課でも別冊子を配布しています。必要な場合は窓口までお越してください。
介護施設の所在変更	栃木県保健福祉部 高齢対策課 宇都宮市埜田 1-1-20 028（623）3149	変更届出書 所在地番変更証明書 運営規定 ※主たる事務所の所在地や事業所の管理者等の住所に変更がある場合は、別途お問い合わせください。	地番変更実施日以降10日以内に届出をする必要がありますので、すみやかに変更届出書を提出してください。
マイナンバーカードの住所変更	町役場住民課 住民戸籍係 028（677）6014	マイナンバーカード 4桁の暗証番号	地番変更実施日以降、都合のよいときに <u>ご本人もしくは同一世帯の方が</u> 手続きしてください。
マイナンバーカードの署名用電子証明書（公的個人認証）の住所変更	町役場住民課 住民戸籍係 028（677）6014	マイナンバーカード 6～16桁の暗証番号	地番変更実施日以降、都合のよいときに <u>ご本人が</u> 手続きしてください。
在留カードの住所変更	町役場住民課 住民戸籍係 028（677）6014	在留カード	地番変更実施日以降、都合のよいときに <u>ご本人もしくは同一世帯の方が</u> 手続きしてください。

事 項	届出・問合せ先	届出に必要な書類	摘 要
身体障害者手帳の住所変更	町役場健康福祉課 福祉係 028 (677) 1112	身体障害者手帳	地番変更実施日以降、都合のよいときに窓口までお越しく ださい。
精神障害者保健福祉手帳の住所変更	町役場健康福祉課 福祉係 028 (677) 1112	精神障害者手帳	地番変更実施日以降、都合のよいときに窓口までお越しく ださい。
自立支援医療費受給者証の住所変更 (精神通医・更正医療)	町役場健康福祉課 福祉係 028 (677) 1112	自立支援医療費受給者証	地番変更実施日以降、都合のよいときに窓口までお越しく ださい。
児童扶養手当資格者証の住所変更	町役場子育て支援課 児童福祉係 028 (677) 1333	児童扶養手当資格者証	新しい地番の資格者証が必要な場合はご連絡ください。
特定医療費（指定難病）受給者証の住所変更	県東健康福祉センター 健康対策課栄養難病 真岡市荒町 116-1 0285 (82) 3323	特定医療費（指定難病）受給者証 <b>町名地番変更証明書</b>	地番変更実施日以降、都合のよいときに窓口までお越しく ださい。
小児慢性特定疾病医療受給者証の住所変更	県東健康福祉センター 健康対策課栄養難病 真岡市荒町 116-1 0285 (82) 3323	小児慢性特定疾病医療受給者証 <b>町名地番変更証明書</b>	地番変更実施日以降、都合のよいときに窓口までお越しく ださい。
肝炎治療受給者証の住所変更	県東健康福祉センター 健康対策課栄養難病 真岡市荒町 116-1 0285 (82) 3323	肝炎治療受給者証 <b>町名地番変更証明書</b>	地番変更実施日以降、都合のよいときに窓口までお越しく ださい。
学校（町内の小中学校を除く）、幼稚園・保育園（町内公立保育園を除く）、勤務先などへの住所変更届出			
金融機関の預金通帳や各種保険書、証券などの住所変更届出			
NHK、東電、ガス会社への住所変更届出			
電話会社、インターネット接続会社、クレジット会社などへの住所変更届出			

※ その他許可、免許類で法令により住所変更の届出を要するものは、それぞれ所定の手続きをしてください。

### (3) 手続きに必要な証明書の発行について

町名地番変更証明書（個人の住所変更）	3月3日以降、町役場住民課窓口で発行しますので、申請される方の本人確認書類、印鑑をご持参の上、窓口に出してください。（令和8年2月27日までの交付（無料）となります。それ以降は住民票等（有料）を証明書として取得してください。）
所在地番変更証明書	3月3日以降、町役場都市計画課で発行しますので、申請される方の本人確認書類、印鑑をご持参の上、窓口に出してください。（無料交付します。）

### (4) その他の手続き（皆様の手続きは不要です。）

事 項	届出・問合せ先	摘 要
国民健康保険に加入している方	町役場住民課 国保年金係 028（677）6038	マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を自宅に郵送します。医療機関を受診する場合は、マイナ保険証をご利用ください。 マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を自宅に郵送します。資格確認書は保険証のようにお使いいただけます。
後期高齢者医療に加入している方（75歳以上の方）	町役場住民課 国保年金係 028（677）6038	「資格確認書」を自宅に郵送します。資格確認書は保険証のようにお使いいただけます。
共済年金受給権者の住所変更（60歳以上の方）	各共済組合	住民票の変更情報が各共済組合に自動で報告・反映されるので、手続きは不要です。
国民年金に加入している方及び年金を受給している方の住所変更	町役場住民課 国保年金係 028（677）6038	自動的に住所が変更されますので、手続きは不要です。
犬の登録	町役場環境課 環境政策係	町役場で一括して住所変更しますので、手続きは不要

事 項	028 (677) 6041 届出・問合せ先	です。 摘 要
障害福祉サービス受給者証 地域生活支援サービス受給者証 重度心身障害者医療費受給者証	町役場健康福祉課 福祉係 028 (677) 1112	新しい受給者証を自宅へ郵送しますので、手続きは不要です。
こども医療費受給資格者証 妊産婦医療費受給資格者証 ひとり親家庭医療費受給資格者証	町役場子育て支援課 児童福祉係 028 (677) 1333	新しい受給資格者証を自宅へ郵送しますので、手続きは不要です。
介護保険被保険者証	町役場健康福祉課 介護保険係 028 (677) 6015	新しい保険者証を自宅へ郵送しますので、手続きは不要です。
農業者年金加入者の住所変更	農業委員会 028 (677) 6047 JA はが野芳賀支店 028 (677) 0330	農業委員会で一括して住所変更し、農業者年金基金に報告しますので、手続きは不要です。
農地中間管理事業契約者（出し手・受け手）の住所変更	農業委員会 028 (677) 6047 農業公社 028 (677) 6048	農業委員会で一括して住所変更し、栃木県農業振興公社に報告しますので、手続きは不要です。
全国農業新聞購読者の住所変更	農業委員会 028 (677) 6047	農業委員会で一括して住所変更し、全国農業会議所に報告しますので、手続きは不要です。
図書利用者カード	町役場生涯学習課 総合情報館係 028 (677) 2525	町役場で一括して住所変更しますので、手続きは不要です。

#### (5) 町から住所変更情報を提供する機関（皆様の手続きは不要です。）

機 関 名	提 供 理 由	備 考
郵便事業株式会社 (芳賀郵便局)	郵便物の誤配防止のため	郵便貯金や簡易保険に関する住所変更は各自届出してください。
芳賀中部上水道企業団	上水道の管理上、必要があるため	
芳賀地区広域行政事務組合消防本部	緊急時又は防災上、必要があるため	
真岡警察署	緊急時又は防犯上、必要があるため	

提供するものは、新旧地番対照表と換地処分後の土地図面となっています。基本的には氏名の記載がないものを提供しますが、皆様の生命及び財産に関わる緊急性がある場合については氏名

の記載があるものを提供します。(芳賀地区広域行政事務組合消防本部、真岡警察署のみ)

## 7. 不動産・商業・法人登記について

### (1) 土地・建物などの不動産登記は

土地登記・建物登記の表題部(所在・地番・地積等)は、法務局で変更されますが、登記名義人の住所変更は、登記名義人の申請に基づくものであるため施行者での書き換えはできませんので、所有者の方が変更手続きをしてください。

- (1) 換地処分公告日の翌日から登記が完了するまでの期間、土地・建物の登記はできなくなります。
- (2) 所有権等の登記名義人の住所は、上記(1)の登記停止期間終了後に不動産を管轄する法務局で変更手続きをしてください。

※なお、この変更登記申請は、直ちにさせていただかなくてはならない手続きではありません。ただし、不動産の売買、名義人変更、分合筆等をする場合には必ず併せて手続きをしてください。

- (3) 変更登記申請用紙は、町役場都市計画課でもお渡ししております。
- (4) 変更登記申請は、後日発行の『町名地番変更証明書』(法人の場合は『所在地番変更証明書』)を添付すれば登録免許税が非課税となります。(登録免許税法第5条第5号)各証明書が更に必要な場合は、3月3日以降に町役場住民課で『町名地番変更証明書』を、都市計画課で『所在地番変更証明書』の交付をいたしますので申し出てください。

### (2) 商業登記・法人登記は

商業登記(会社関係)に登載の本店及び役員の住所、あるいは法人登記(会社を除く法人)に登載の主たる事務所および役員の住所については法務局へ変更登記を申請してください。

- (1) 商業登記・法人登記については、換地処分公告日の翌日から変更手続きを行うことができます。
- (2) 変更登記期間は原則としてその登記の事由が発生したとき(換地処分公告日の翌日)から、2週間以内とされていますので、速やかに変更登記申請をしてください。(会

社法第915条第1項)

- (3) 変更登記申請用紙は町役場都市計画課でもお渡ししております。
- (4) 変更登記申請は、後日発行の『町名地番変更証明書』(法人の場合は『所在地番変更証明書』)を添付すれば登録免許税が非課税となります。(登録免許税法第5条第5号)  
各証明書が更に必要な場合は、3月3日以降に町役場住民課で『町名地番変更証明書』を、都市計画課で『所在地番変更証明書』の交付をいたしますので申し出てください。

◆ 不動産・商業・法人登記についてのお問合せ先

○土地・建物などの不動産登記に関すること

宇都宮地方法務局 真岡支局 電話0285-82-2279  
〒321-4305 真岡市荒町5176番地3

○商業登記・法人登記に関すること

(平成21年11月24日から管轄区域が本局になりました。)

宇都宮地方法務局 法人登記部門 電話028-623-0918  
〒320-8515 宇都宮市小幡二丁目1番11号  
(宇都宮法務総合庁舎2階)

**祖母井中央土地区画整理事業に関する問合せ先**

芳賀町役場 都市計画課 市街地整備係  
〒321-3392 芳賀郡芳賀町大字祖母井1020番地  
電話 028-677-6052 (直通)

